

令和5年度 酒田市地域包括支援センター運営状況について

令和6年7月 酒田市健康福祉部高齢者支援課

1 包括的支援事業

地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関として各日常生活圏域に地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターの4つの基本業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）に加え、地域におけるネットワークの構築、地域課題の把握とその解決に向けて地域の関係機関との調整を行い、地域ケア会議の充実に努めています。

その運営業務については、日常生活圏域ごとに法人に委託して、事業実施方針を基に、十分にその機能が果たせるように高齢者支援課と連携を取りながら対応しています。

また、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備をするため、地域の関係機関との調整役を果たす第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステムの構築の推進を図っています。増え続ける認知症高齢者を支える仕組み作りに取り組む認知症支援推進員を各包括支援センターに配置し、機能強化を図っています。

■相談件数

単位：件 (%)

基本業務	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)総合相談支援業務	16, 239 (66.8)	16, 339 (67.3)	17, 749 (67.9)
(2)権利擁護業務	532 (2.2)	394 (1.6)	535 (2.0)
(3)包括的・継続的ケアマネジメント	2, 297 (9.5)	2, 157 (8.9)	2, 582 (9.9)
(4)介護予防ケアマネジメント	5, 224 (21.5)	5, 380 (22.2)	5, 272 (20.2)
計	24, 292 (100.0)	24, 270 (100.0)	26, 138 (100.0)

■相談者

単位：件 (%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本人	9, 383 (38.6)	10, 094 (41.6)	10, 853 (41.5)
家族・親族	5, 275 (21.7)	5, 297 (21.8)	5, 709 (21.8)
民生委員	836 (3.4)	748 (3.1)	794 (3.0)
地域関係者	451 (1.9)	496 (2.0)	449 (1.7)
事業所	5, 023 (20.7)	4, 586 (18.9)	4, 877 (18.7)
医療機関	1, 664 (6.8)	1, 534 (6.3)	1, 862 (7.1)
行政	1, 376 (5.7)	1, 113 (4.6)	1, 223 (4.7)
警察・金融機関	113 (0.5)	241 (1.0)	237 (0.9)
その他	171 (0.7)	161 (0.7)	134 (0.5)
計	24, 292 (100.0)	24, 270 (100.0)	26, 138 (100.0)

■相談対象者

単位：件 (%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者 一般	1 7, 7 6 9 (73.1)	1 8, 3 6 5 (75.7)	1 9, 4 7 2 (74.5)
〃 精神	1, 0 9 2 (4.5)	9 8 2 (4.0)	1, 2 4 7 (4.8)
〃 認知症	4, 8 0 8 (19.8)	4, 1 8 2 (17.2)	4, 7 8 4 (18.3)
64歳以下一般	2 2 3 (0.9)	3 3 5 (1.3)	2 4 2 (0.9)
〃 精神	2 3 7 (1.0)	2 3 4 (1.0)	1 8 3 (0.7)
〃 認知症	3 5 (0.1)	4 7 (0.2)	9 9 (0.4)
事業所	8 6 (0.4)	6 4 (0.3)	7 2 (0.3)
その他	4 2 (0.2)	6 1 (0.3)	3 9 (0.1)
計	2 4, 2 9 2 (100.0)	2 4, 2 7 0 (100.0)	2 6, 1 3 8 (100.0)

■相談方法

単位：件 (%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭訪問	9, 2 0 8 (37.9)	9, 6 4 7 (39.8)	1 0, 5 7 7 (40.5)
電話	1 2, 5 9 0 (51.8)	1 1, 6 6 6 (48.1)	1 2, 3 5 7 (47.3)
来 所	1, 3 1 6 (5.4)	1, 4 5 7 (6.0)	1, 6 7 3 (6.4)
メール	1 2 6 (0.5)	2 8 5 (1.1)	3 0 3 (1.1)
その他	1, 0 5 2 (4.3)	1, 2 1 5 (5.0)	1, 2 2 8 (4.7)
計	2 4, 2 9 2 (100.0)	2 4, 2 7 0 (100.0)	2 6, 1 3 8 (100.0)

(1) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は包括支援センター事業の基盤的役割です。総合相談は、地域包括ケアとしての継続支援の入り口となり、高齢者に関する相談窓口を開設しており、高齢者の状況を把握するため調査を実施しています。また、地域内の団体や関係機関とのネットワークを構築します。

① 総合相談 相談内訳

単位：件 (%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険対象サービス	6, 3 8 9 (39.3)	6, 5 3 6 (40.0)	6, 9 3 8 (39.1)
介護保険以外	1, 3 6 5 (8.4)	1, 1 0 8 (6.8)	1, 2 2 1 (6.9)
施設入所	5 7 2 (3.5)	5 2 6 (3.2)	5 6 3 (3.2)
家族問題	3 2 1 (2.0)	4 6 6 (2.9)	3 9 9 (2.2)
生活環境・経済問題	1, 0 1 1 (6.2)	1, 1 1 6 (6.8)	1, 4 5 1 (8.2)
疾病・医療について	1, 9 9 4 (12.3)	1, 7 3 7 (10.6)	2, 2 0 8 (12.4)
実態把握（家庭訪問）	3, 2 8 5 (20.2)	3, 5 6 9 (21.8)	3, 7 7 1 (21.2)
認知症に関すること	5 9 6 (3.7)	6 3 4 (3.9)	7 9 4 (4.5)
その他	7 0 6 (4.3)	6 4 7 (4.0)	4 0 4 (2.3)
総合相談計	1 6, 2 3 9 (100.0)	1 6, 3 3 9 (100.0)	1 7, 7 4 9 (100.0)

②地域包括支援ネットワーク構築

地域の高齢者の支援や見守りを行っている関係機関担当者と個別ケースの問題解決のために

多方面の視点での検討を行う地域ケア会議を開催しています。

認知症については、認知症初期集中支援事業の実施にあたり、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築できるよう認知症が疑われる人またはその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う情報提供や協力をしています。

- ・個別地域ケア会議・・・隨時開催し、個別課題の解決と地域課題の抽出
- ・小地域ケア会議・・・地域ネットワークの構築や、地域づくり、地域資源の開発
- ・地域包括ネットワーク会議・・・小地域ケア会議の機能をより広域に展開

■ 地域ケア会議回数

単位：回

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議	23	17	14
小地域ケア会議	36	55	60
地域包括ケアネットワーク会議	11	8	2
計	70	80	76

③ 実態把握

担当生活圏域に住む高齢者の実態を把握するため、地域のネットワークを活用した地域活動への訪問・参加による情報収集のほか、高齢者への戸別訪問、家族や近隣住民からの情報収集をしています。また、75歳到達者全員への訪問により、介護予防の早期対応や適切な支援、担い手の発掘をします。

■ 75歳到達者全員への訪問

単位：件 (%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数(訪問実施率)	1,362 (99.6)	1,668 (98.4)	1,645 (99.9)

(不在の場合は、不在通知投函)

(2) 権利擁護業務

高齢者が地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。(養護者による高齢者虐待の状況はP11)

単位：件 (%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度	139 (26.1)	76 (19.3)	127 (23.7)
高齢者虐待	275 (51.7)	227 (57.7)	332 (61.9)
消費者被害	30 (5.6)	28 (7.1)	31 (5.8)
事例検討会(虐待など)	3 (0.6)	1 (0.2)	3 (0.6)
その他	85 (16.0)	62 (15.7)	43 (8.0)
計	532 (100.0)	394 (100.0)	536 (100.0)

① 成年後見制度の活用

認知症等により成年後見制度の利用が必要と思われるとき、親族がいる場合は申立て手続きの支援を行うNPOと連携するなどして、確実に親族からの申し立てが行われるように支援します。

② 高齢者虐待の対応

相談・通報から「酒田市高齢者虐待対応マニュアル」に添って役割を把握し、高齢者支援課等と連携して対応にあたります。

③ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターと必要に応じて情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供をします。また、消費生活センターより消費者被害の情報が随時寄せられた際は、包括支援センターを通じて圏域内への周知を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

多様な生活課題を抱えた高齢者を包括的・継続的に支援できるよう、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備と個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

単位：件 (%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援困難事例	532 (23.2)	578 (26.8)	515 (19.9)
サービス担当者会議	90 (3.9)	88 (4.1)	167 (6.5)
ケアプラン作成相談	196 (8.5)	217 (10.1)	220 (8.5)
ケアマネ支援	298 (13.0)	312 (14.5)	365 (14.1)
退院支援	402 (17.5)	380 (17.6)	634 (24.6)
その他	779 (33.9)	582 (26.9)	681 (26.4)
計	2,297 (100.0)	2,157 (100.0)	2,582 (100.0)

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防マネジメントは、高齢者が要介護状態になることをできる限り予防するため、高齢者自身ができることはできる限り本人が行うことを基本とし、予防プランを作成し、高齢者と家族、関係機関、サービス事業者、主治医等と綿密な情報交換と連携を行い円滑に実施します。

単位：件 (%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防プラン作成	1,391 (26.6)	1,444 (26.8)	1,502 (28.5)
サービス担当者会議	282 (5.4)	397 (7.4)	489 (9.3)
サービス調整	2,236 (42.8)	2,251 (41.8)	2,325 (44.1)
プランチェック	167 (3.2)	175 (3.3)	178 (3.4)
その他	1,148 (22.0)	1,113 (20.7)	778 (14.7)
計	5,224 (100.0)	5,380 (100.0)	5,272 (100.0)

2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの構築

各地域包括支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、情報共有や連携により実効性のあるネットワークの構築を行いました。地域ケア会議の開催を通じ地域課題の整理、社会資源の把握、インフォーマルサービスの整備等を行い、多職種協働による地域包括支援ネット

ワークを構築することによって連携が深まり、地域・関係機関の意識の高まりにより問題の予防につながる、といったことができる地域づくりを目指しています。

■地域づくり・資源開発機能

単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新たに構築された社会資源	29	44	67

内容：・通所B型サービス設立・公共交通機関の移動の手段・各地域サロン等

■担い手養成講座

高齢者の居場所や通いの場をつくり、地域を支える人材の育成を目的に講座を行っています。

内容は、地域福祉や介護予防に関する講義、実施団体の活動事例紹介、グループに分かれて実際に事業計画を立案する等しています。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者人数	未実施	8	21

■自立支援型地域ケア会議

月1回自立支援型地域ケア会議を開催し、介護支援専門員等が作成した要支援、及び要介護(1・2)のケアプランについて検討しています。高齢者がもつ心身の機能を維持、回復する力を最大限に引き出すにはどうすれば良いか話し合い、自立支援につながるケアプランになるよう、理学療法士等の医療専門職から担当の介護支援専門員やサービス事業所等に助言を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	12	11	12
検討事例数(件)	35	33	34

3 指定介護予防支援

要支援(1・2)認定を受けた利用者に対し、予防給付ケアマネジメントを実施します。利用者と地域包括支援センターで介護予防支援業務の契約を締結し、利用者の課題分析により介護予防ニーズを明確化し、介護予防サービス計画書を作成します。

単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防支援数	6,096	6,568	6,121
介護予防ケアマネジメント数	6,676	6,627	6,371

4 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者の方がより健康な生活を送れるような目標を立て、さまざまな介護予防メニューを組み合わせ、生活機能の維持向上を図ることによって、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにすることを目指します。

(1)すこやかマスターズ事業（通所型介護予防事業）

65歳以上の方で、生活機能の低下が認められ、要介護状態となるおそれがある方に対して、

デイサービスセンター等において介護予防プログラムを提供し、生活機能の維持及び向上を図ります。2時間のプログラムを、一人あたり週1回、12回提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数（人）	252	254	204
延参加人数（人）	403	387	332

（2）しゃんしゃん元気づくり事業

65歳以上の方が、住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らすことができるよう、介護予防や閉じこもり防止を行う自治会または学区(地区)社会福祉協議会に対して補助金を助成します。補助条件は、月1回以上開催、会場が地区内にあり、原則同一会場で、介護予防や健康づくりの内容を実施することとしています。

令和元年度からは、過去に地域高齢者支え合い事業（福祉企画課）を利用した自治会等も、過去利用分と合わせて最大5年間利用できることとしました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数（団体）	75	56	44
延べ回数（回）	2,610	2,113	1,847
延参加人数（人）	29,272	27,013	23,571

（3）いきいき百歳体操（住民主体の通いの場）の支援

介護予防の運動を利用して、住民主体の通いの場の立上げ、継続支援を行います。内容は、介護予防の普及啓発と説明、体験会と体力測定の実施、体操のDVDの無料貸出です。週1回以上、歩いて行ける集会所等に通い、体操を実施する事で、運動機能向上、閉じこもり予防につながります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
説明・体験会実施（回）	2	3	9
立ち上げ延実施拠点数（箇所）	109	112	116

【体力測定】体力測定を希望した団体へ実施（握力、開眼片足立ち、5m最大歩行速度、Time up & Goの4項目）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体力測定（回）	39	44	36
延実施人数（人）	413	508	343

【専門職支援】1年以上継続実施している団体に、専門職（理学療法士等）を派遣し、運動指導を実施。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	16	14	22
延べ実施人数（人）	284	217	329

（4）介護予防講師派遣事業

地域のグループに運動・栄養・口腔ケア等の講師を派遣することにより、自主的な介護予防活動を支援し、介護予防の普及を図ります。

実施内容：地域で自主的な活動をする高齢者のグループ（おおむね10人以上。自治会単位の老人クラブ、サロン等も可。）に対して、年2回、講師を派遣します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	79	99	122
参加者数（人）	1,681	1,973	2,590

（5）栄養口腔講座

概ね65歳以上の地域の組織や団体を対象に、低栄養、誤嚥性肺炎、認知症、フレイル（高齢者の身体機能や認知機能が低下して虚弱となった状態）、要介護状態になることの予防や改善により高齢者の生活の質の維持向上が図れることを知り、地域全体で介護予防に取り組むことを目的に講座を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区数（箇所）	10	10	6
開催回数（回）	22	22	14
延参加人数（人）	346	276	165

（6）口腔機能向上普及啓発事業

歯科衛生士が、高齢者の口腔機能維持・向上のために、誤嚥性肺炎予防、認知症、フレイル予防として専門的な指導や助言を行い、一般高齢者や介護家族に口腔ケアについての普及啓発活動をします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	29	17	24
延参加人数（人）	438	222	354

（7）体活・脳活元気アップ教室

65歳以上の方で、介護予防に興味のある方、下肢筋力の低下を感じる方に、中町にぎわい健康プラザを会場に運動プログラムを提供し、運動機能の維持及び向上を図るもので、運動習慣を身につけることにより、継続的な介護予防効果が期待できます。

事業内容：週1回×12回の年4クールを2コース、1コース定員15名

実施内容：足腰を鍛え、バランス、歩行能力にアプローチする運動

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施コース（コース）	8	8	8
実参加人数（人）	95	98	84

（8）元気シニアボランティア事業

高齢者のボランティア活動を通じた介護予防を推進するため、介護保険対象施設や総合事業B型通所型サービスでのボランティア活動の実績に応じた評価ポイントを付与し、地域特産品等への変換を行う事業を実施する。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元気シニアボランティア登録人数	40	51	52

5 認知症施策の推進

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」の養成講座を実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回 数 (回)	22	19	41
人 数 (人)	333	284	759
累計人数 (人)	13,741	14,025	14,784

(2) 認知症カフェ「もしえのん・あののんカフェ」

認知症になっても住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができ、また、認知症の家族への支援を図るため、各包括支援センターに配置している認知症支援推進員が、認知症当事者とその家族が気軽に参加できる「認知症カフェ」を実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回 数 (回)	9	12	12
人 数 (人)	72	91	92

(3) 徘徊高齢者事前登録「安心おかれり登録」

在宅で生活し、徘徊のおそれのある方の情報を登録し、行方不明になった際、早期に発見・保護できるよう支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末登録者数 (人)	341	361	345

(4) 認知症初期集中支援事業

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (人)	5	5	5

(5) 徘徊高齢者等見守り事業「見守りシール」

安心おかれり登録者で希望する方にシールを配布し、徘徊高齢者等の早期発見・保護につながるよう実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数 (人)	13	27	21

(6) あんしん声かけ運動「さかた声かけ隊」

認知症予防市民講演会および認知症サポーター養成講座などの受講者が登録し、認知症高齢者を見かけた時に声をかけるなど、地域全体で温かく見守っていく声かけ運動を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
累計登録者数(人)	2, 791	2, 881	3, 272

(7) 介護家族者交流会

居宅において、要支援・要介護の方を介護している方や認知症高齢者を介護している方の継続的な介護を支援するために、意見交換の場を設けて介護者の精神的負担を軽減することを目的として実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数（うち包括主催）	18（12）	22（16）	33（27）
人数（うち包括主催）	136（89）	132（77）	164（121）

6 酒田市介護予防・生活支援サービス事業

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、持続可能な介護保険制度にするための一環として、全国一律の基準で提供している介護予防サービスの一部を酒田市の実情に合わせた独自の基準で提供していくものです。

要介護認定を受けなくても、65歳以上の方で「基本チェックリスト」の判定の結果、生活機能の低下が見られる等の条件に当てはまる方は、総合事業用の被保険者証が発行され、ホームヘルプサービスに相当する「訪問型サービス」、デイサービスに相当する「通所型サービス」を利用することができます。地域包括支援センターの窓口または、地域包括支援センター職員の訪問による基本チェック項目の確認を行った後、高齢者支援課で国の基準に従って該当・非該当の判定を行い、結果をご本人に通知します。

(1) 指定訪問介護・指定通所介護事業所での実施状況

単位：箇所

サービス種類	事業所数			
	令和3年	令和4年	令和5年	
訪問型サービス	従前相当	21	20	21
	A型	19	18	18
通所型サービス	従前相当	32	35	35
	A型	35	34	33

(2) 住民主体（B型）による実施状況

■通所B型（22団体）

実施主体	名称	1週あたりの回数
松原学区コミュニティ振興会	まつばら元気倶楽部	1
若浜コミュニティ振興会	笑顔つながる和かはま	9箇所×1
富士見学区コミュニティ振興会	うきうきサロンふじみ	3
浜田学区コミュニティ振興会	いきいき元気はまだ	2箇所×1
泉学区コミュニティ振興会	わくわく泉	1
港南コミュニティ振興会	港南総合事業通所型B型	1

琢成学区コミュニティ振興会	Vivid 琢成クラブ	1
亀ヶ崎コミュニティ振興会	みんなのいこいの場・亀ヶ崎ほっとけあ	1
西荒瀬コミュニティ振興会	健幸にしあらせ	3
新堀コミュニティ振興会	止善パークにいぼり いきいき100歳体操健康教室	1
浜中学区コミュニティ振興会	浜中学区百歳体操	1
十坂コミュニティ振興会	活き生き健康とさか	1
東平田コミュニティ振興会	東平田「健康塾」	3
上田コミュニティ振興会	上田元気サロン	2
本楯コミュニティ振興会	もとたて2025プロジェクト	1
南遊佐コミュニティ振興会	マイ夢の里プロジェクト	1
大沢コミュニティ振興会	大沢いきいきクラブ	2箇所×1
日向コミュニティ振興会	にっこり体操	3箇所×1
山寺コミュニティ振興会	はつらつ山寺元気塾	5箇所×1
内郷コミュニティ振興会	内郷いきいきクラブ	2
田沢コミュニティ振興会	たざわ健康クラブ	1
南平田コミュニティ振興会	健康増進教室	1

■訪問B型（3団体）

実施主体	名称	運営委員数
琢成学区コミュニティ振興会	よろずや琢成	9
日向コミュニティ振興会	日向おたすけ隊	15
田沢コミュニティ振興会	田沢おたすけ隊	10

7 その他

（1）定例会議への出席、隨時会議が必要な場合の開催要請

定期的に包括支援センター長会議、また、研修会・勉強会の場として包括支援センター全体会議を開催し、協議・情報交換を行っています。

在宅医療・介護連携支援室ポンテ運営会議等での情報交換を通じ、医療と介護の切れ目のない支援体制にしています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種連携の会議（ポンテ運営会議）	4回	6回	6回
研修会・ワークショップ等	9回	13回	14回

（2）課題別活動の取り組み

保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター、酒田市が協働し、その専門性や知識を活かし、地域包括ケアの充実のため、圏域をオープンに課題別に活動を行います。必要に応じて会議を開催し、協議、情報共有を行います。また、全体が抱える地域課題に対し、職種をオープンにして解決に向けた取り組みを行います。

課題別：一般介護予防、ケアマネジメント、権利擁護、認知症、生活支援コーディネーター

令和5年度酒田市高齢者虐待の状況

令和5年4月～令和6年3月

◆養護者による高齢者虐待

相談・通報等の新規受付件数	33
虐待と判断した件数	緊急事態 要介入
虐待疑い	見守支援 10

※以下虐待と判断したものについて

①当課への相談・通報者

	① 第一発見者			
ケアマネジャー	2	6.5%	0	0.0%
介護保険事業所職員	1	3.2%	1	4.3%
近隣住民・知人	0	0.0%	3	13.0%
民生委員	0	0.0%	0	0.0%
被虐待者本人	4	12.9%	3	13.0%
家族・親族	0	0.0%	1	4.3%
医療機関	1	3.2%	1	4.3%
※警察	13	41.9%	9	39.1%
その他	0	0.0%	0	0.0%
市町村・包括職員	10	32.3%	5	21.7%
合 計	31	100.0%	23	100.0%

※警察への通報内訳

被虐待者本人	9	69.2%
虐待者本人	2	15.4%
家族・親族	2	15.4%
合 計	13	100.0%

②被虐待者の性別

男 性	10	38.5%
女 性	16	61.5%
合 計	26	100.0%

③被虐待者の年齢

65～69歳	5	19.2%
70～74歳	5	19.2%
75～79歳	3	11.5%
80～84歳	7	26.9%
85～89歳	6	23.1%
90歳以上	0	0.0%
合 計	26	100.0%

④被虐待者の要介護度（通報時点）

未申請（自立相当）	18	69.2%
未申請（認定相当）	1	3.8%
要支援1	2	7.7%
要支援2	0	0.0%
要介護1	2	7.7%
要介護2	1	3.8%
要介護3	1	3.8%
要介護4	1	3.8%
要介護5	0	0.0%
合 計	26	100.0%

⑤被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度（認定者）

自立または認知症なし	2	28.6%
自立度I	3	42.9%
自立度II	0	0.0%
自立度III	1	14.3%
自立度IV	1	14.3%
自立度M	0	0.0%
不明	0	0.0%
合 計	7	100.0%

⑥虐待者の性別

男 性	23	88.5%
女 性	3	11.5%
合 計	26	100.0%

⑦被虐待者と虐待者の続柄

夫	9	34.6%
妻	1	3.8%
息子	11	42.3%
娘	2	7.7%
息子の配偶者		0.0%
その他	3	11.5%
不 明		0.0%
合 計	26	100.0%

⑧虐待の発生要因

性格や人格・人間関係	10	38.5%
介護負担	1	3.8%
家族・親族との関係	7	26.9%
経済的要因	2	7.7%
その他	6	23.1%
合 計	26	100.0%

※性格や人格・人間関係によるもののうち虐待者側の要因0/3

⑨虐待の種別（複数該当あり）

身体的虐待	20	66.7%
介護世話の放棄・放任	2	6.7%
心理的虐待	4	13.3%
性的虐待	0	0.0%
経済的虐待	4	13.3%
合 計	30	100.0%

⑩分離の有無

分離あり	13	50.0%
分離なし	10	38.5%
その他	3	11.5%
合 計	26	100.0%

⑪分離の内訳

契約による介護サービス利用	1	7.7%
やむを得ない事由等による措置	0	0.0%
緊急一時保護	2	15.4%
医療機関への一時入院	8	61.5%
その他	2	15.4%
合 計	13	100.0%

⑫分離していない事例の対応（複数該当あり）

養護者に対する助言・指導	0	0.0%
介護保険サービスの新規利用	2	20.0%
介護保険サービスの見直し	0	0.0%
その他	2	20.0%
見守りのみ	6	60.0%
合 計	10	100.0%